

社会福祉法人長生園定款

社会福祉法人長生園定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 養護老人ホームの経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人居宅介護等事業の経営

(ハ) 老人デイサービス事業の経営

(ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人長生園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の高齢者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内19番地に置く。

第2章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 13名

(2) 監事 3名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事のうち3名以内を、業務執行理事とする。

4 業務執行理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けてこの法人の業務を処

理する。

5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第6条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(役員資格)

第7条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族がその他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第8条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第9条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第10条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及

び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電子的記録をもって作成されているときは、当該電子的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第11条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第12条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第13条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内

で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第14条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 理事会

(構成)

第15条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第16条 理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

(決議)

第18条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

- 2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 3 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第19条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 評議員

（評議員の定数）

- 第20条 この法人には、評議員14名以上16名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

- 第21条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、必ず外部委員が出席し賛成することを要する。

（評議員の資格）

- 第22条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他の特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

（評議員の任期）

- 第23条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終の

- ものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第24条 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第25条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第26条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 収支予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (11) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第27条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第28条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第29条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議をおこなわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規程にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、南丹市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、南丹市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第34条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長において作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後理事長において作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。
(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の種類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支

援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 長生園診療所の経営

(2) 居宅介護支援事業所の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第41条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第44条 この法人が所有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(合併)

第45条 合併しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を得て、南丹市長の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、南丹市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞な

くその旨を南丹市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人長生園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	西 田 長四郎
理 事	浅 田 信 雄
理 事	片 山 忠 俊
理 事	貞 守 一 二 郎
理 事	高 向 良 次
理 事	釋 泰 堂
理 事	上 羽 友 義
監 事	小 林 弘
監 事	木 戸 雄 一 郎
監 事	野 田 作 之 進

附 則

平成13年5月14日付の定款変更の認可に伴い増員された理事1名の任期は、定款第六条の規定にかかわらず、平成13年12月4日までとする。

この定款は、厚生大臣の認可の日から適用する。

(昭和31年11月14日厚生省京社第438号)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

この定款は、昭和31年11月14日認可

(昭和41年1月7日厚生省京庶第582号)

この定款は、昭和41年1月7日改正認可

(昭和47年6月15日厚生省社第491号)

この定款は、昭和 47 年 6 月 15 日改正認可
(昭和 50 年 4 月 2 日厚生省社第 313 号)

この定款は、昭和 50 年 4 月 2 日改正認可
(昭和 53 年 4 月 21 日厚生大臣届出済)

この定款は、昭和 53 年 4 月 21 日改正認可
(昭和 59 年 7 月 26 日厚生省社第 554 号)

この定款は、昭和 59 年 7 月 26 日改正認可
(昭和 63 年 8 月 1 日定款第 1 号)

この定款は、昭和 63 年 9 月 5 日改正認可

この定款は、平成 3 年 9 月 14 日改正認可

この定款は、平成 4 年 5 月 20 日改正認可

この定款は、平成 5 年 10 月 19 日改正認可

この定款は、平成 8 年 3 月 26 日改正認可

この定款は、平成 10 年 2 月 4 日改正認可

この定款は、平成 10 年 4 月 27 日改正認可

この定款は、平成 12 年 2 月 21 日改正認可

この定款は、平成 13 年 3 月 21 日改正認可

この定款は、平成 13 年 5 月 14 日改正認可

この定款は、平成 14 年 9 月 4 日改正認可

この定款は、平成 15 年 7 月 9 日改正認可

この定款は、平成 17 年 4 月 25 日改正認可

この定款は、平成 17 年 7 月 25 日改正認可

この定款は、平成 18 年 6 月 23 日改正認可

この定款は、平成 19 年 1 月 29 日改正認可

この定款は、平成 19 年 2 月 16 日改正認可

この定款は、平成 19 年 12 月 5 日改正認可

この定款は、平成 20 年 6 月 19 日改正認可

この定款は、平成 25 年 5 月 7 日改正認可

この定款は、平成 26 年 7 月 16 日改正認可

この定款は、平成 27 年 4 月 24 日改正認可

この定款は、平成 29 年 1 月 4 日改正認可

この定款は、平成 29 年 3 月 31 日改正認可

別 表

社会福祉法人長生園基本財産一覧表

1、家屋の部

所在地	構造	床面積 m ²	
京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内 21 番地 2	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	870	99
同 所 21 番地 1、21 番地 2	鉄筋コンクリート造 ルーフィング葺 3 階建	1,931	03
同 所 21 番地 1、21 番地 2	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建	497	62
京都府南丹市園部町木崎町土手下 11 番地 1	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	250	00
京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内 21 番地 2、19 番地、20 番地、21 番地 1、28 番地 3、55 番地、56 番地、19 番地先、20 番地先、 京都府南丹市園部町木崎町土手下 11 番地 3、12 番地 1、15 番地 8	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造瓦・アルミニウム板葺地下 1 階付 7 階建	16,820	64
京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内 33 番地	木造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	273	57
同 所	木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	299	29
京都府南丹市園部町埴生小山 87 番地 1	木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	443	03
京都府南丹市園部町城南町上サメ川 12 番地 1、13 番地 1	鉄筋造合金メッキ鋼板 ぶき 2 階建	1,282	49
同 所	軽量鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平屋建	32	63
京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内 20 番地、21 番地 2	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2 階建	510	62
	計	23,211	91

2、土地の部

所 在 地	地 目	筆 数	面 積 m ²
京都府南丹市園部町 上木崎町坪ノ内 1 9 番	宅 地	1	3, 3 5 9 5 6
同 所 2 1 番 2	宅 地	1	4, 3 9 9 7 4
同 所 2 8 番 3	宅 地	1	1 3 2 2
同 所 5 5 番	雑種地	1	6 9 0 0
同 所 5 6 番	宅 地	1	1 0 5 2 3
同 所 5 9 番	雑種地	1	1 6 3 9
京都府南丹市園部町 木崎町土手下 1 1 番 1	宅 地	1	4 1 4 9 7
同 所 1 1 番 3	宅 地	1	1 8 6 8 4
同 所 1 1 番 7	宅 地	1	3 1 5 4
同 所 1 1 番 8	宅 地	1	1 7 8 1
同 所 1 2 番 1	宅 地	1	5 7 7 1 5
同 所 1 2 番 5	宅 地	1	9 6 2 0
同 所 1 5 番 8	宅 地	1	1 5 2 8 0
同 所 2 5 番 3	宅 地	1	1 2 8
京都府南丹市園部町 上木崎町坪ノ内 3 3 番	雑種地	1	1, 5 5 0 0 0
同 所 1 8 番	雑種地	1	1, 0 3 1 0 0
同 所 3 1 番	雑種地	1	1, 9 4 7 0 0
京都府南丹市園部町 埴生小山 8 7 番 1	宅 地	1	1, 6 7 5 8 9
京都府南丹市園部町 城南町上サメ川 1 2 番 1	宅 地	1	1, 1 6 4 6 3

京都府南丹市園部町 城南町上サメ川	1 3 番 1	宅 地	1	8 3 8	9 9
京都府南丹市園部町 木崎町土手下	5 番 4	雑種地	1	8 6 9	0 0
京都府南丹市園部町 木崎町土手下	6 番 4	雑種地	1	5 4	0 0
京都府南丹市園部町 木崎町土手下	1 1 番 4	宅 地	1	2 1	7 9
京都府南丹市園部町 内林町 1 号	1 4 1 番	宅 地	1	1, 3 0 0	0 0
京都府南丹市園部町 内林町 1 号	1 5 5 番	宅 地	1	3 7	2 6
京都府南丹市園部町 内林町 1 号	1 5 6 番	宅 地	1	2	5 3
計			2 6	1 9, 9 3 3	8 2